

令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問 以下の架空の事例を読み、問1、問2に答えなさい（各40点、80点満点）。

A県の県立高校であるB高等学校（B校）では、毎年の卒業式および入学式で、国歌斉唱が行われている。これまでB校では、同県の県立高校の大半と同様に、音楽担当の教諭（以下、「音楽教諭」と略称する）が、「君が代」のピアノ伴奏を行ってきた。しかしながら、202*年4月7日に実施される入学式においては、同校の校長C（数年前までは音楽教諭であった）が、自らピアノ伴奏を行うことを企画した。それは、同年同月に同校に着任する若手の音楽教諭Dに、入学式の冒頭で「君が代」を独唱させるためであった。Dは、国立の音楽系の大学で声楽をまなび、卒業後はA県では著名なアマチュアの楽団に声楽者として所属し、声楽では高い評価を得ている。校長Cは、教育委員会の了承などを経たうえで、4月1日の着任時に、Dにその指示を「職務命令」と述べ、それに従うよう強く要請した。他の教諭らや生徒、さらには保護者らによる「君が代」は、入学式の最後の時間帯に歌う、という順序であった。

B校は、近年はとくに、「県の予算から主に支出されている校費などに見合うだけの、有意義な特徴を発揮していない。だからこそ、生徒も、定員に満たないのだ。」などと、県議会を含む各方面から批判されている。そうした、各方面からの批判への対策の一環として、同校にはいろいろな可能性があることを、校長Cとしては生徒や保護者らに感じさせようとしている。著名な音楽教諭がいることを、入学式で生徒や保護者らに知ってもらうことも、そのような校長の意図であった。

これに対して音楽教諭Dは、入学式の前日までの校長Cとのやりとりで、「私はアマチュアの声楽者ですが、A県の県立高校の音楽教諭の役割としては、他の高校を見れば明らかですが、生徒みんなが楽しく合唱してくれるように、教諭はピアノ伴奏に徹することが職務上の責任です。ですから、入学式でも、『君が代』の伴奏はいたしますが、独唱は拒否します。」などと述べた。実際に、入学式当日も、校長Cが、「本日は、まず著名な声楽者であるD先生に、『君が代』を独唱してもらいます。」とマイクで大勢の生徒や保護者らに語ったが、音楽教諭Dは、校長Cがそこに行こうとして振り向くと、ピアノ伴奏者の位置に座っているだけであった。そうした事態もありうる想定していたCは、教頭らに指示して、過去の別のアマチュア声楽者による「君が代」の録音を、大音量で再生したが、生徒や保護者らのなかには、入学式の冒頭から、不安なふるまいをしたり、笑いだしたりし始めた者らもいた。

後にA県は、音楽教諭Dに対して、所定の手続きを踏まえたうえで、行政処分として戒告処分を行った。そこでDは、アマチュア音楽の仲間である弁護士Eに、今後の訴訟を含む対応を依頼した。DはEに、「こうした処分は、そもそも憲法違反ですよ！」と述べた。

問1 弁護士Eは、音楽教諭Dに、「いろんな判例がありますから、まずそれらをざっと紹介しますよ。」と述べた。要点としては、どのように判例を整理したか。

問2 弁護士Eは、音楽教諭Dに、「音楽の先生として、具体的にはどういう授業をするのですか。」と聞いた。Eが納得したDの返答の内容を、具体的に述べよ。

以 上

【刑 法】

次の【事例】における「甲」の罪責（特別法違反の点を除く）について、事実を評価しつつ論じなさい。その際、【事例】中の5の行為が行われた段階では既に甲が現金を受け取る可能性がなくなっている点についても検討すること。なお、Aについても甲の罪責との関係で必要な限度で言及する必要がある。

【事例】

- 1 Aは、85歳のVをだまして現金を送付させる方法で、現金をだまし取ろうと考えた。
- 2 Aは、この計画を実行するため、某年3月20日（以下、日付は、同年同月のものである。）、V方に電話をかけて、携帯電話会社から委託を受けたB社のCと名乗り、真実はそのような事実はないのに、「Vさんの電話使用について契約違反が見つかりました。ついては、違約金150万円を支払う必要があります。それにより問題は解決しますので、急ぎ150万円を用意できますか。」などと、うそを申し向けた。Vは、最近スマートフォンの契約をしたことから、詳細はわからないものの何か手違いがあったのかかもしれないと思い、Aの話の内容を信じて、「わかりました。」と答えて電話を切った。
- 3 その直後、Vが息子に電話して現金調達を依頼したところ、息子からその話はおかしいと指摘され、Vは、Aの告げたことはうそであると認識するに至った。そして、Vが警察に相談したことから、以下のような、いわゆる「だまされたふり作戦」が開始された。
- 4 24日午前10時ごろ、AがCを装って再度Vに電話をかけてきた。Vは、だまされたふりをして、何とか現金の準備ができた旨伝え、Aは、現金150万円を箱に入れて荷物を作り、C宛に宅配便として送るよう要求し、宛先住所と配達時間等をVに伝えた。そこで、Vは、警察官の指示に従って、手持ちの箱に現金を入れず不要な本を詰めて荷物を作り、宅配業者の伝票にAから指定された宛先や配達時間帯等を記入した上、同日正午ごろ、コンビニエンスストアからこの荷物を発送した。
- 5 一方、Aは、だまされたふり作戦が開始されたことを認識せずに、24日午前11時ごろに、甲に電話をかけて、報酬5万円で荷物の受領を依頼した。甲は、それが詐欺の被害金を受け取る役割である可能性を認識しつつもこれを引受け、やはりだまされたふり作戦については認識しないまま、Aの指示に従い、翌25日午前11時ごろから、荷物の宛先となっていた空き部屋に待機していた。
- 6 25日午後1時ごろ、宅配業者の配達員が上記荷物を持って受領場所に指定された空き部屋に赴き、「こんにちは、宅急便です。」と呼んだところ、室内にいた甲がそれに対応した。配達員が、甲に対して「Cさんですか。」と尋ねると、甲は「Cです。」と答え、荷物の受取りサイン欄に「C」とサインしてその荷物を受け取った。

以 上